

令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集のご案内

省エネ化とセーフティネットで 燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払いします
(自身の積立金の2倍を限度に補填)
- ✓ 補填に使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます
(掛け捨てではありません)

申込期限

令和7年7月4日(金)

基準単価、積立コース

までに最寄りの県農林事務所に提出願います。
※国HP記載の申請期限(令和7年7月31日(木))は
取りまとめた計画を県が国に提出する期限です。
継続参加団体の方については別途、計画策定が完了次第、県農林事務所へ提出願います。

A重油 : 94.1円/L L Pガス : 124.2円/kg
灯油 : 99.7円/L L N G : 70.2円/m³

対象期間

10月から**翌6月**までの間から選択

対象燃料

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)の用に供する**A重油、灯油、L Pガス、L N G**

加入要件

- ☐ 施設園芸農家**3戸以上**※又は農業従事者**5名以上**で構成する農業者団体等

※同一県内の3戸以上の農家

- ☐ **3年間**で燃料使用量を**15%以上削減**する計画(省エネルギー等推進計画)の作成

- ☐ 目標の立て方は、裏面をご覧ください。

補填積立金

積立金 = 積立単価 × 年間燃料購入予定数量 × 1/2
(例) A重油を年間10,000L購入予定の方が
130%コースに申し込む場合
 $28.2 \times 10,000 \times 1/2 = 141,000$ 円

積立 コース	積立単価			
	A重油	灯油	L P ガス	LNG
115% コース	14.1 円/L	15.0 円/L	18.6 円/kg	10.5 円/m ³
130% コース	28.2 円/L	29.9 円/L	37.3 円/kg	21.1 円/m ³
150% コース	47.1 円/L	49.9 円/L	62.1 円/kg	35.1 円/m ³
170% コース	65.9 円/L	69.8 円/L	86.9 円/kg	49.1 円/m ³

補填金 = 補填単価※1 × 当月燃料購入数量 × 70%※2

補填単価は、積立コースにかかわらず、同額です。

※1 補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格

※2 価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

省エネ機器を導入し燃料使用量を50%以上削減する場合にも100%に引き上げられます。(詳細は裏面下部をご確認ください)

【お問い合わせ先】 詳しくは茨城県農業再生協議会事務局(以下の連絡先)までお問い合わせください

県庁農林水産部 産地振興課 : TEL 029-301-3954

県北農林事務所 農業振興課 : TEL 0294-80-3303

県央農業事務所 農業振興課 : TEL 029-221-3034

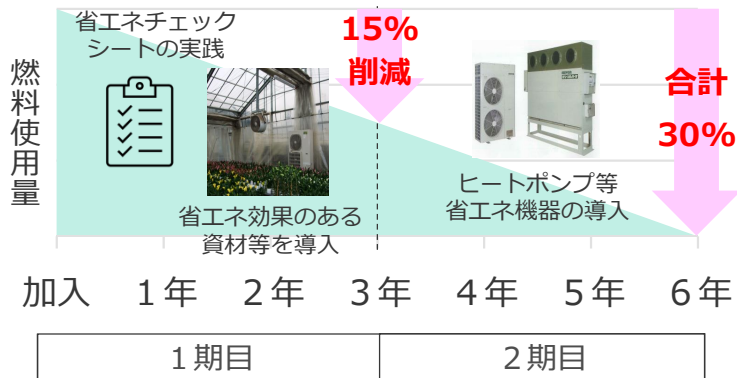
鹿行農林事務所 農業振興課 : TEL 0291-33-4117

県南農林事務所 農業振興課 : TEL 029-822-7086

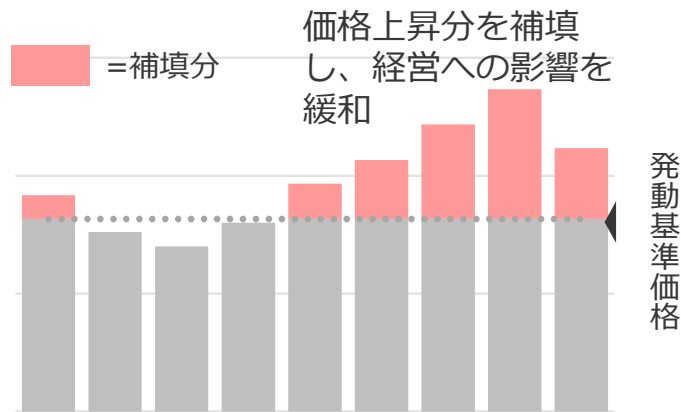
県西農林事務所 農業振興課 : TEL 0296-24-9169

施設園芸セーフティネット構築事業加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ

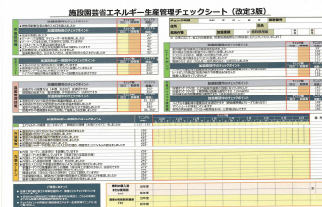


セーフティネットの仕組み



＜初めて加入する方＞

- 省エネチェックシートの実践で燃料使用量**10%減**とみなせます。チェックシート以外で**5%減**を目指しましょう。



▲省エネチェックシート



▲省エネマニュアル



▲省エネ通知のページ
QRコード



▲省エネで収益力向上を

申請手続

申請には、下記の書類が必要です。

支援対象者（加入希望団体）が県に提出する書類

- ☐ 別紙管理シート（茨城県農業再生協議会様式）
- ☐ 事業実施計画書（業務方法書様式1、5、7号）
- ☐ 省エネルギー等対策推進計画（業務方法書様式2号）
- ☐ 過去7年分の燃油使用量を確認できる書類
- ☐ R7チェックリスト（省エネルギー推進計画・セーフティネット事業）
- ☐ クロスコンプライアンスチェックシート

✓ 省エネ機器（化石燃料を使用しない加温機）の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から**100%**に引き上げます。

実施期間

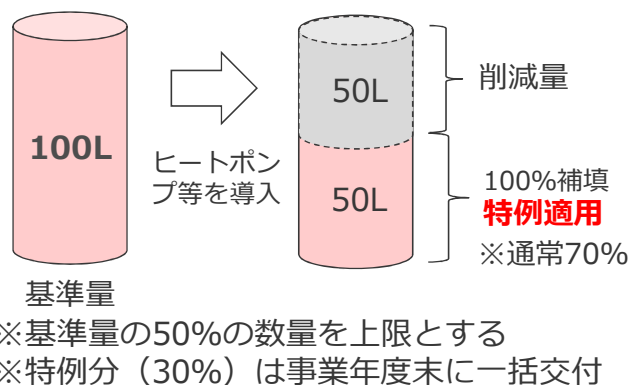
令和9事業年度まで

- ※一人一期（最大3年間）までです。
- ※申込期限は令和8事業年度までです。令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間です。

加入要件

- ☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

省エネ加速化特例の仕組み



省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

- 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索

更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

✓ 省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限 **令和7年7月4日（金）**

実施期間 **令和9事業年度まで**

までに最寄りの県農林事務所に施設園芸セーフティネット構築事業の加入と併せて申請してください。
※国HP記載の申請期限(令和7年7月31日(木))は取りまとめた計画を県が国に提出する期限です。
継続参加団体の方については別途、計画策定が完了次第、県農林事務所へ提出願います。

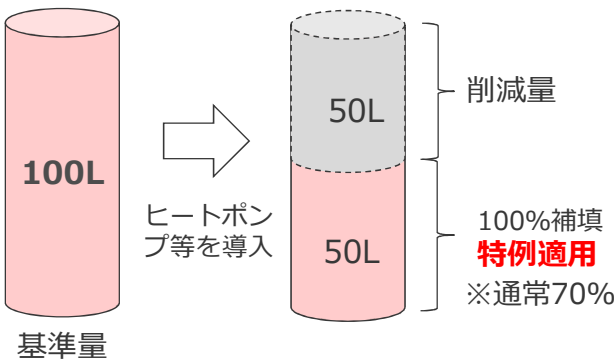
※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。
※申込期限は令和8事業年度までです。
なお、令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間となります。

加入要件

- ☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況	R 6 事業年度加入者				R 6 事業年度未加入者	
省エネ機器導入状況	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
現行計画の削減率	50%未満	50%以上	50%未満	50%以上	—	—
特例対象	○	×	○	×	○	○

省エネ加速化特例の仕組み



省エネ加速化特例補填金 = 補填単価 × 当月燃料購入数量の100%
※補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格
※基準量の50%の数量を上限とする
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

申請手続

- ・省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- ・地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。
- ・令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

- ☐ 省エネ加速化特例申請書
(省エネ機器導入の確認書類含む)
- ☐ 省エネルギー等対策取組計画

基準量の考え方

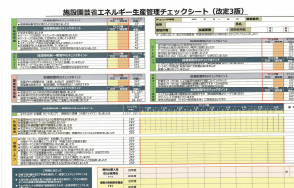
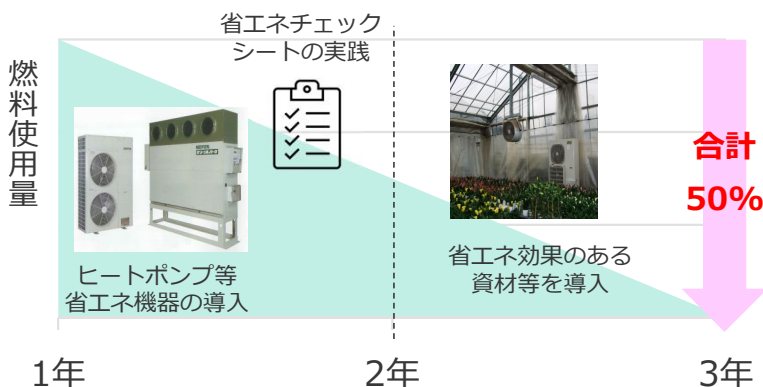
赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

Aさん：新たに省エネ機器を導入 Bさん：既に省エネ機器導入済み (単位：L)

		R1～R3			R4～R6			R7～R9 (特例加入)			基準 数量
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
A さん	現在値	100	—	—	85	—	—	70	R7ヒートポンプ導入		70
	目標値	85			70			50%減	35		
	実績値	90	80	70	70	65	60				
B さん	現在値	200	—	—	170	—	—	145			180
	目標値	170			145			90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

省エネ加速化特例加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



▲省エネチェックシート



▲省エネ通知のページQRコード



▲省エネマニュアル



▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

○ 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索